



会場規程

この規程（以下、「本規程」）は、プログラミング能力検定協会（以下、「協会」）が主催するプログラミング能力検定（以下、「検定」）を実施する「会場」に関して、その基本的事項を定めることにより、検定の厳正さ・公平さを保つことを目的としています。

会場責任者は協会及び受験者の代理として、会場における検定の実施に責任を負う者として、本規程に従い、厳正かつ公平に検定を実施してください。全国より任意に選出した会場を協会関係者が訪問し、実施状況などについて確認することがあります。本規程に違反した場合は、当該会場の受験者全員を失格とします。また協会が主催するすべての検定について、会場の認定を取り消すことがあります。

1 会場について

1.1 会場の定義

- ・本規程における「会場」とは協会が検定の実施に適切であると認定した場所を指す。

1.2 会場の要件

- ・「会場」として認定する要件は以下のとおりとする。

- 1 会場責任者において管理し、検定実施に適した場所（教室・部屋）であること
- 2 検定受験人数を収容し、同人数に応じた試験監督を手配できるなど、検定を厳正に運営できる体制が整えられていること
- 3 COVID-19などの感染症に対して十分な対策を行い、受験者を含む検定関係者の公衆衛生上の安全を確保できること
- 4 本規程が遵守されること
- 5 その他、協会の指示・通知等を遵守できること

- ・会場認定の有効期限は、協会による認定日から一年間とする。会場の要件が満たされている場合さらに一年間延長とし、その後も同様とする。

- ・会場責任者は会場申請時の内容に変更がある場合、協会の指示する方法をもって速やかに変更の手続きを行わなければならない。

1.3 遵守義務

- ・会場責任者は本規程に従い、当該会場において厳正かつ公平に検定を実施しなければならない。

1.4 会場認定の取り消し

- ・協会は以下の事項に該当する場合、会場の認定を取り消すことができる。

- 1 会場として認定する要件を満たなくなったとき
- 2 会場申請者より認定取り消しの申し出があったとき
- 3 本規程に違反する行為が認められたとき
- 4 検定料の支払いが理由なく遅滞したとき
- 5 会場申請の内容に虚偽があったとき
- 6 反社会的勢力との関わりが認められたとき
- 7 その他、会場として検定の実施を継続するうえで適切ではないと協会が判断し改善を求めた点について、これを改善する真摯な対応が行われないとき

1.5 個人情報の取り扱い

- ・会場責任者は検定に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づいて適正に管理し、漏洩などの問題が生じた場合には、その一切の責任を負わなければならない。
- ・会場責任者は、検定の合否結果、成績などの個人情報についても適正に管理し、これを受験規約で定められる範囲を超えて利用する場合には受験者（未成年の場合には受験者及び保護者）の同意を得なければならない。

2 検定実施について

2.1 会場責任者による申込

- ・会場責任者は協会への受験申込にあたり、協会の代理として、受験者に対して「プログラミング能力検定受験規約」を事前に説明した上で受験者（未成年の場合には受験者及びその保護者）の同意を得なければならない。
- ・会場責任者は協会の代理として、検定の受験料について各受験者及び保護者より責任をもって徴収する。協会は受験料の紛失等の事故について一切の責任を負わないものとする。
- ・会場責任者は受験の申込にあたり、受験者に試験日時を周知させなければならない。
- ・会場責任者は受験者の代理として、各試験の申込期間において受験の申し込みを受けた受験者の人数と受験レベル、氏名、学年、生年月日、住所について、受験申込締切日までに協会が定める方法にて協会へ申し込むものとし、受験申込締切日以降、協会は理由のいかんを問わず、受験レベルの変更を一切受け付けない。

- 2.2 検定実施期間
- ・会場責任者は協会が定める受験期間以外に検定を実施してはならない。所定の受験期間以外に受験した者はいかなる場合であっても失格とし、受験料は返却しない。
- 2.3 受験レベル
- ・会場責任者は同一検定実施期間において同一の受験者に同一レベルを重複して受験させてはならない。会場責任者は重複受験者がいないことを確認する。
 - ・会場責任者の過失において受験レベルの
- 2.4 試験監督の手配
- ・会場責任者は1部屋につき1名以上の試験監督を配置しなければならない。
 - ・会場責任者は試験監督全員に本規程及び検定運営マニュアルを熟読させ、あらかじめ検定実施の流れと要点を理解させたうえで、協会の代理として、厳正かつ公平に検定を実施する。
- 2.5 受験票の配布
- ・会場責任者は協会より発行される受験票を受験日に受験者へ配布する。
 - ・受験票の盗難・紛失・不正使用した場合に生じた一切の損害について、協会は責任を負わないものとする。
- 2.6 迷惑行為・不正行為の防止
- ・会場責任者及び試験監督は以下の行為を行う受験者に対して注意喚起を行い、改善が見られなかった場合または悪質な場合、退場・失格とすること。尚、検定日後に判明した場合には協会に連絡し、対応を求めなければならない。
 - 1 受験者が、試験監督の指示に従わない
 - 2 他の受験者に迷惑をかける行為や検定を妨害した（年少者の集中力低下等による迷惑行為を含む）
 - 3 検定中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用した
 - 4 検定中に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を発生させた
 - 5 会場内での録音・撮影行為、また検定に関して知り得た情報全般を他者に開示した
 - 6 不正行為（カンニング行為、他人の代わりに受験、検定中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）をした
- 2.7 会場から協会への受験料の支払い
- ・会場責任者は協会に対して受験者から徴収した受験料を協会が定める方法により支払う。支払う受験料は会場毎に受験予定の受験者全員の受験料の合計から所定の会場運営費を差し引いた金額とする。振込手数料は会場責任者の負担とする。
 - ・協会は原則、受験申込締切後の欠席者・失格者・棄権者に対する受験料の返金や申し込みの取り消しを行わない。
 - ・協会は受験料の払い込みが確認できない場合、成績表や合格証書の発行を行わない。
- 2.8 試験結果の告知
- ・会場責任者は検定終了後に協会から連絡を受けた当該会場の全受験者の成績表と合否、合格証書を受験者に適切に告知・配布する。
- 2.9 試験実施時のトラブル
- ・検定のシステムトラブルにより試験が中止された場合、対応方法について受験日の翌営業日以降に協会より会場責任者へ連絡する。
 - ・協会は試験中に発生した会場もしくは受験者の責めに帰すべき事由によるトラブルについて、いかなる理由においても責任を負わない。
- 2.10 天災などの緊急時
- ・会場責任者は地震や火災などの緊急事態が発生した場合は、受験者を安全な場所へ速やかに避難させた後、協会に問い合わせ、指示に従う。
 - ・会場責任者は検定日当日、休校や学級閉鎖により検定の実施が困難になった場合には、それが決定した時点で協会に問い合わせ、指示に従う。
- 2.11 メールアドレス・パスワードの管理等
- ・会場責任者は検定実施のために、メールアドレスを申請し、発行された管理画面アカウント及び動作確認用アカウント及び対策講座アカウント（以下、「アカウント等」）の使用を行うものとする。
 - ・会場責任者は、アカウント等のメールアドレス及びパスワード（以下、「ID 等」）を譲渡・貸与・名義変更・売買などをしてはならないものとする。
 - ・会場責任者は会場の ID 等の使用及び管理について一切の責任を負うものとし、ID 等が第三者に知られることのないように努める。
 - ・会場責任者は、前項にも関わらず、第三者にパスワードを知られたと判断できる場合には、直ちにパスワードの変更を申請する等の対策を実施しなければならない。
 - ・盗難・紛失・不正使用・他人による無断使用等の場合（委託先等における場合を含む。）、会場責任者の ID 等の使用及び管理から生じた一切の損害について、協会は責任を負わないものとする。

2.12 検定に関する内容

- ・会場及び協会（以下、「双方」）は、受験者の情報を安全に保護するために必要なセキュリティ対策を実施する責任を負うこととする。また、協会は、双方がそれぞれ実施するセキュリティ対策の内容を、協会のウェブサイトに掲載する等、会場責任者が利用可能な形で提供することとする。
- ・会場責任者は、次の各号に該当する場合は、協会が会場責任者及び受験者の情報を、事前の許可無く第三者に提供する場合があることに同意することとする。
- ・法令等（3.1 に定める）で求められる場合。
- ・裁判所等（3.2 に定める）から、合法的な開示の要求がある場合。

2.13 検定データの削除

- ・検定受験にあたり生成または保管されたデータのうち個人情報ならびに受験データは受験者及び会場責任者の希望に応じて適宜、削除をおこなうものとする。特に指定のない場合は、申込日から起算して 1 ヶ月以内に削除をおこなう。ただし、個人を特定されない統計データに関しては削除されないものとする。
- ・協会は、受験者及び会場責任者の希望のもと削除されたデータに関して、一切の責任を負わない。
- ・受験者及び会場責任者の希望により削除されたデータは協会のサーバー上から復元不可能な形で完全に削除され、当社はいかなる理由があっても削除されたデータの復元はおこなわないものとする。

3 本規程について

3.1 準拠法

- ・本規程は日本法に基づき解釈されるものとする。

3.2 管轄

- ・本規程に関し生じた一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3.3 本規程の変更

- ・協会は、会場責任者の承諾を得ることなく本規程を変更することができ、その場合、検定の提供条件は変更後の本規程によるものとする。
- ・前項の変更を行う場合、会場責任者に不利益となる変更については、協会は事前に会場責任者に対し、変更後の本規程の内容を、電子メールをはじめとする協会による任意の手段でもって通知する。ただし、会場責任者の責によると判断される事由によって、当該の通知が会場責任者に到達しなかった場合であっても、本規程の変更は有効である。

以上